

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

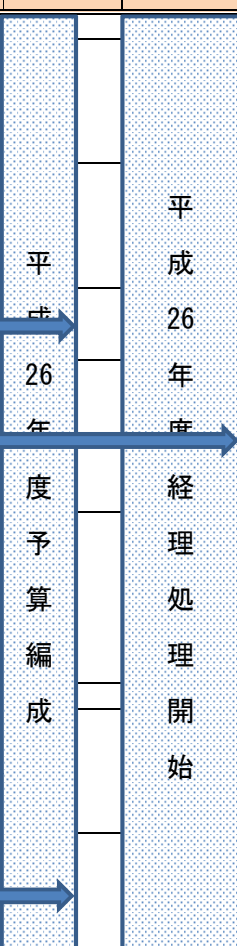
資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

チェック欄	対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	項 目	内 容	関 係 法 令	前 半	後 半	前 半	後 半	前 半
<b>0. 財務諸表の影響の把握</b>								
0-1	<input type="checkbox"/>	移行時の作業量の把握及び移行作業スケジュールの策定	平成26年度の予算編成を見据えた移行作業スケジュールを策定する。移行作業全体の作業量を把握するため、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。	—	→			
0-2	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響の把握	会計基準の見直しに係る財務諸表・健全化指標等への影響を把握する。影響試算にあたっては、平成24年3月6日付け事務連絡発出時に配付した試算ファイルを活用してほしい。	—	→			
0-3	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響の周知	会計基準の見直しに係る影響について、企業内部で共有すると共に、順次、必要に応じて関係者に説明する。	—				
0-4	<input type="checkbox"/>	財務諸表・健全化指標等への影響を踏まえた経営のあり方の見直し	会計基準の見直しに係る影響が、その一部を除き、平成30年度以降の資金不足比率に影響を与えることに鑑み、必要に応じて将来を見据えた経営のあり方の見直し(事業再構築、更新投資、債権管理体制、利用料金、抜本的経営体制の見直し等)を行う。	—				
0-5	<input type="checkbox"/>	シミュレーションの実施	移行時の作業に備えるため、平成25年度予算編成において、新基準によった場合のシミュレーションを行っておくことが望ましい。(新基準に基づく平成25年度の予定BS・PL・CFの作成については、平成26年度予算上程時に比較対象として議会等に求められる場合に備える意味でも有用である。)	—	→			
<b>1. 借入資本金制度の廃止</b>								
1-1	<input type="checkbox"/>	借入資本金の負債への区分	これまで借入資本金として整理してきた建設改良費の財源に充てるために起こした企業債及び他会計借入金を負債に区分する。この際、企業債と他会計借入金とは区分して経理する。	則 §7 II、III				
1-2	<input type="checkbox"/>	一般会計等負担額の調整	一般会計等の負担額を注記するため、負担額及びその考え方について、財政担当部局と整理する。平成25年度予算編成過程で来年度を見据えた調整をしておくことが望ましい。	—				



# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書  
 ※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対 応 事 項		平 成 2 4 年 度		平 成 2 5 年 度		平 成 2 6 年 度			
チェック欄	項 目	内 容	関 係 法 令	前 半	後 半	前 半	後 半	前 半	
1-3	<input type="checkbox"/> 企業債の性質による区分	建設改良費及び準建設改良費の財源に充てるために起こした企業債とその他の企業債とで区分する。他会計借入金についても同様に区分する。	則 § 7 II、III				→	平成26年度 予算編成	平成26年度 経理処理開始
1-4	<input type="checkbox"/> 1年内返済分の流動負債への区分	借入資本金を負債に振り替えた後の企業債と他会計借入金を、償還期限が事業年度の末日の翌日から起算して1年内のもの(流動負債)と1年超のもの(固定負債)に区分する。	則 § 7 II、III				→		
2. みなし償却制度の廃止									
2-1	<input type="checkbox"/> 償却資産と補助金等との対応関係把握のためのスケジュール作成	サンプルとなる償却資産を選び出し、当該資産について補助金等との対応関係を把握することにより、全体の作業量を把握し、スケジュールを作成する。	—	→					
2-2	<input type="checkbox"/> 償却資産と補助金等との対応関係の把握	償却資産と補助金等との対応関係を整理する。個別の償却資産と補助金等との対応関係が把握できない場合、国庫補助事業等の単位ごとに取得資産をグルーピングし総合償却を行う方法や、補助金を充てずに取得したことが明らかな資産を除いた全体の資産を対象とした按分等の方法を用いて補助金等の額を整理することができる。按分等の方法が採れない場合は、他の合理的な算出方法を検討・決定する。	令附則 § 6VII、VIII 指針第13章第3				→		
2-3	<input type="checkbox"/> 困難な事情の説明責任	他の合理的な算出方法により整理することがなお困難な事情がある場合には、移行処理を行わず、引き続きみなし償却を行うことができる。ただし、この場合、「按分等の方法又は他の合理的な方法によってもなお困難な事情がある」ということを関係者に合理的に説明する必要があることに注意する必要がある。	指針第13章第3VI				→		
2-4	<input type="checkbox"/> 資産情報の管理方法(固定資産台帳等)の見直し	移行処理時の償却資産と補助金等との対応関係の整理方法については、繰延収益の償却上必要となるため、移行処理後も見据えた方法を決定し、それに合わせ資産情報の管理方法(固定資産台帳等)を見直す必要がある。資産情報の管理にシステムを導入している場合は、システムの機能追加等の対応を検討する。	—				→		

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度
チェック欄	項 目	内 容	関係法令	前 半	後 半	前 半
2-5	<input type="checkbox"/> みなし償却を行っていた場合の対応	みなし償却を行っていた場合、旧みなし償却規定を適用していなかった場合の帳簿価額となるよう減額し、当該額を減価償却累計額として計上する。あわせて、資本剰余金から同額を控除し、残額を長期前受金に振り替える。なお、減額する資本剰余金が不足する場合は、不足額について利益剰余金から減額する。	則附則 § 6 II、III			→
2-6	<input type="checkbox"/> みなし償却を行っていなかった場合の対応	みなし償却を行っていなかった場合、旧みなし償却規定を適用していた場合の帳簿価額との差額に相当する額について、資本剰余金から利益剰余金に振り替える。ただし、資本剰余金が不足する場合は、不足額については振り替えないものとする。	則附則 § 6IV、V			→
<b>3. 引当金の義務付け</b>						
3-1	<input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】算定方法の決定	原則法で算定するか、簡便法で算定するかを決定する。	—	→		
3-2	<input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】退職手当組合に加入している場合の情報入手	退職手当組合に加入している場合は、退職給付引当額を算出するうえで、①組合加入時から公営企業が支出してきた負担金の累積額 ②既に企業職員に退職手当として支給された額 ③組合における積立金の運用益のうち当該地方公営企業へ案分される額が必要となるため、これらの情報が退職手当組合から入手できるか組合に確認する。入手できない場合は、合理的な算出方法を検討する。	指針第5章第3VI	→		
3-3	<input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】一般会計等との負担割合を調整	一般会計等の担当部局との協議等により、退職手当の負担割合及び考え方を調整する。	指針第5章第3VII		→	
3-4	<input type="checkbox"/> 【退職給付引当金】算定の基礎情報の確認	簡便法により算定する場合、全職員が当該事業年度末に自己都合退職した場合の総額を算定するため、必要があれば、退職手当担当部局から情報を得る。	—			→

平成26年度  
 年度  
 経  
 理  
 処  
 理  
 開  
 始

平成26年度  
 予算  
 編  
 成

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

チェック欄	対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
	項 目	内 容	関 係 法 令	前 半	後 半	前 半	後 半	前 半	
3-5	<input type="checkbox"/>	【退職給付引当金】 発生済みの計上不足額についての処理	移行処理時点における計上不足額を計上する場合、一括処理するか分割計上するかを決定する。一括処理する場合または5年以内に分割して費用計上する場合は特別損失として計上し、6年以上分割計上する場合は当該地方公営企業職員の退職までの平均残存勤務年数を計算し、その範囲内（ただし、最長15年以内）で分割年数を決定する。	指針第13章第2Ⅱ					平成26年度 経理処理開始
3-6	<input type="checkbox"/>	【退職給付引当金】 流動負債への振替の考え方の整理	退職給付引当金を固定負債から流動負債に振り替えるか否かについて、財務諸表等規則ガイドライン52-1-6の考え方を参考に、方針を検討する。	—					
3-7	<input type="checkbox"/>	【特別修繕引当金】 修繕計画の確認	特別修繕引当金の計上に当たって、中長期の修繕計画等といった計上の根拠を確認し、引当を行うべきかを検討する。	指針第5章第4Ⅲ					
3-8	<input type="checkbox"/>	【修繕引当金】 会計基準見直し前に計上した修繕引当金の取扱いの検討	会計基準見直し前に計上した修繕引当金について、見直し後に計上する修繕引当金と区分して計上するか否かを決定する。区分せずに同じ修繕引当金として計上する場合、いわゆる特別修繕引当金に相当する額については特別修繕引当金として計上するため、見直し前の修繕引当金の算定方法を確認し、特別修繕引当金に相当する額を控除する。 また、見直し前に計上した修繕引当金の引当基準をもとに、流動負債に計上すべき引当額を検討する必要がある。	—					
3-9	<input type="checkbox"/>	【賞与引当金】 計上方法の確認	賞与引当金については、事業年度末に在籍する職員に対して支給が見込まれる期末・勤勉手当のうち、当事業年度の負担に属する支給対象期間相当分を計上するため、期末・勤勉手当担当部局から必要な情報を入手する。	—					
3-10	<input type="checkbox"/>	【貸倒引当金】 計上方法の決定及び債権管理方法の検討	貸倒引当金の計上基準について決定する。あわせて、その基準を踏まえた債権管理の方法（滞納期間の管理、債権回収のあり方）を検討する。	指針第4章第6Ⅱ					

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度		
チェック欄	項 目	内 容	関 係 法 令	前 半	後 半	前 半		
3-11	<input type="checkbox"/>	その他の引当金の計上	将来の特定の費用又は損失であると認められるものの有無を確認し、以下の要件を満たすものについては、引当金として計上する。 ・その費用又は損失の発生が当該事業年度以前の事象に起因する。 ・その費用又は損失の発生の可能性が高い。 ・その費用又は損失の金額を合理的に見積もることができる。	則 § 22 指針第5章第4				平成26年度 経理処理開始
<b>4. 繰延勘定の廃止</b>							平成26年度 予算編成	
4-1	<input type="checkbox"/>	控除対象外消費税額の処理	繰延勘定に計上されている控除対象外消費税額は、移行時に長期前払消費税として固定資産(投資その他の資産)へ振り替えた上で、現行の償却年数で引き続き償却する。	則附則 § 3				
<b>5. 資産の評価</b>								
5-1	<input type="checkbox"/>	【たな卸資産】 資産の分類	たな卸資産について、事業用の部品や消耗品等の業務活動及び一般管理活動において短期間に消費されるべき貯蔵品など、価額の重要性の乏しいものと、それ以外のものとに分類する。	則 § 8Ⅲ三				
5-2	<input type="checkbox"/>	【たな卸資産】 販売目的用土地の時価の把握	たな卸資産のうち販売を目的として所有する土地のうち、売買契約の申込みの勧誘を行っていないものについての評価も、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則(平成20年総務省令第8号)第4条第2項各号に掲げの方法により算定することができることとなっていることから、これまでの評価方法(売買契約の申込みの勧誘を行っていたもの)を確認し、今後の評価方法について決定する必要がある。	則 § 8Ⅲ三 指針第4章第4V				
5-3	<input type="checkbox"/>	【有価証券】 時価の把握	満期保有目的以外の有価証券については、時価評価を行うため、時価を把握することができるか否かを確認する。なお、時価を把握することが困難な場合においては、時価評価を行う必要はない。	則 § 8Ⅲ四				

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度
チェック欄	項 目	内 容	関 係 法 令	前 半	後 半	前 半
<b>6. 減損会計導入</b>						
6-1	<input type="checkbox"/> 資産のグルーピングの決定	キャッシュ・フローの生成状況を確認し、減損会計の判定を行う固定資産のグルーピングを行う。ただし、遊休資産は個別資産毎にグルーピングを行う。 (事業別のキャッシュ・フロー生成単位の通例: 水道、交通、ガス、下水道の各事業…事業全体、工業用水道、電気、病院の各事業…施設毎)	—			
6-2	<input type="checkbox"/> 減損の兆候の把握	固定資産又は固定資産グループに減損の兆候があるかを検討する。 (以下の4点のいずれかに当たる場合、減損の兆候ありと判断する。) ①固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること。 ②固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること。 ③固定資産又は固定資産グループが使用されている事業に関連して、経営環境が著しく悪化したか、あるいは、悪化する見込みであること。 ④固定資産又は固定資産グループの市場価格が著しく下落したこと。	指針第4章第3III			平成26年度 予算編成
6-3	<input type="checkbox"/> 将来キャッシュ・フロー見込み算定に当たっての検討	減損の兆候ありと判断される場合、固定資産又は固定資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較し、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合に減損損失を認識する。 将来キャッシュ・フローの総額を算定する際には、必要に応じて料金のあり方、一般会計等からの繰入金のあり方等を再検討する。	指針第4章第3IV			平成26年度 経理開始

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書等）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対		応		事		項		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
チェック欄	項目	内容		関係法令		前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	
<b>7. リース会計導入</b>													
7-1	<input type="checkbox"/>	リース契約の内容確認	見直し後の会計基準が適用される事業年度以降においても継続することが契約上予定されているリース契約について、契約条件を確認し、当該リース契約がどのリース取引に分類されるかを判定する。リース取引の分類を判定する上で必要な項目が契約上明らかなでない場合は、必要に応じてリース会社に確認を行う。契約更新の機会を利用して確認する方法も考えられる。		—							平成26年度 予算編成	平成26年度 経理処理開始
7-2	<input type="checkbox"/>	ファイナンス・リース取引に該当する場合の処理	リース取引の区分により、ファイナンス・リース取引に区分されるリース契約については、売買処理を行うために必要なリース料総額に占める元本・利息相当額を算定し、元本相当額についてリース資産・債務に計上する。上記算定に必要な情報については、必要に応じてリース会社からデータを入手する。		—								
7-3	<input type="checkbox"/>	リース資産の管理方法の整備	リース取引の区分により、ファイナンス・リース取引と区分された資産については、リース台帳により、その他の有形固定資産と同様に減価償却等の管理が行えるよう、体制・システムを整備する。		—								
<b>8. セグメント情報の開示</b>													
8-1	<input type="checkbox"/>	セグメント区分の決定	セグメント区分を設定するか否かを検討し、セグメントを設定する場合は企業管理規程で定める。		則 § 40 II								
8-2	<input type="checkbox"/>	セグメントの表示	セグメントを設定する場合は、報告セグメントの表示方法を検討・決定する。		則 § 40 I、II								
<b>9. キャッシュ・フロー計算書の導入</b>													
9-1	<input type="checkbox"/>	作成方法の決定(直接法・間接法)	直接法・間接法のいずれで作成するかを決定する。		—								
<b>10. 勘定科目等の見直し</b>													
10-1	<input type="checkbox"/>	規程等の整備	見直しが行われた勘定科目等に整合した形で、会計規程、経理処理マニュアル、システム等を修正する。		—								

# 地方公営企業会計基準の見直しの対応事項と対応スケジュール(案)

資料 2-2

見直し後の会計基準が適用されるのは平成26年度予算・決算からであり、平成26年度期首からの経理処理に反映させる必要があることに加え、**平成26年度予算に関する説明書（予定貸借対照表、予定キャッシュ・フロー計算書）作成のため、資産情報の整理、関係部局との協議、計上方法の決定等、平成26年度予算編成時までに実施しておくべき点が多数あることに注意する必要がある。**

※『対応事項』の列における凡例  
 ・予定BS...予定貸借対照表 ・予定PL...予定損益計算書  
 ・予定CF...予定キャッシュ・フロー計算書

※『関係法令』の列における凡例  
 ・令...改正後地方公営企業法施行令 ・旧令...改正前地方公営企業法施行令  
 ・則...改正後地方公営企業法施行規則 ・旧則...改正前地方公営企業法施行規則  
 ・指針...「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」

対 応 事 項		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
チェック欄	項 目	内 容	関係法令	前 半	後 半	前 半	
<b>1 1. 組入資本金制度の廃止</b>							
11-1	<input type="checkbox"/>	組入資本金制度の廃止	減債積立金を使用して企業債を償還した場合、積立金を使用して地方公営企業の建設又は改良を行った場合等において、使用した積立金は、今後未処分利益剰余金となるが、既に施行されている資本制度の見直しへの対応を踏まえ、当該未処分利益剰余金を条例又は議会の議決により、どのように処分していくかの方針を検討する。	旧令 § 25			平成26年度 経理処理開始
<b>1 2. システム改修</b>							
12-1	<input type="checkbox"/>	システム改修方法の確認	システムを導入している団体は、システム改修の方法や改修に必要な期間等について、システム会社等に確認する。	—	→		
12-2	<input type="checkbox"/>	システム導入・改修の予算措置	会計基準の見直しに伴い、必要に応じて会計システムの導入・改修及びその予算措置を講じる。 なお、システム導入・改修費にかかる企業債の起債や一般会計の繰入れが必要な場合は、関係各署との調整を行う必要がある。	—	→	遅くとも、平成25年度当初予算にて措置する必要あり。	
12-3	<input type="checkbox"/>	システムの試運転	予期せぬトラブルに備えて、システムの試運転を行っておくことが望ましい。	—		→	
<b>1 3. 実施体制の整備</b>							
13-1	<input type="checkbox"/>	職員の育成・研修	円滑な移行に向けて、実施体制の整備を図るため、関係職員の育成・研修を必要に応じて行う。	—	→		
13-2	<input type="checkbox"/>	団体内の他の公営企業との連携	最終的には同一の議会において議決を受けることになるため、他の公営企業の計上の考え方との整合性が図れるよう、綿密に協議・連絡しておくべきである。	—	→		
13-3	<input type="checkbox"/>	財政担当部局との連携	一般会計等との負担の考え方を整理するにあたっては、将来負担比率への整合性等を意識しながら整理する必要があるため、財政担当部局と綿密に協議・連絡しておくべきである。	—	→		